

## 5 地下水汚染の状況

### 1 目 的

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により策定された令和 7 年度地下水の水質測定計画に基づき、地下水の水質汚濁の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、測定結果を公表します。

### 2 測定期間 : 令和 7 年 6 月 (概況調査、継続監視調査)

### 3 測定内容等

#### (1) 測定地点 (表－1 参照)

概況調査を 8 地点の井戸 (ローリング方式による調査 : 3 地点、定点方式による調査 : 5 地点)、継続監視調査を 1 地点の井戸で実施しました。

#### (2) 測定項目 (表－2 参照)

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目 (環境基準項目) について、ローリング方式による概況調査では全 27 項目、定点方式による概況調査では最大 21 項目を測定しました。

また、ローリング方式による概況調査では、指針値の設定されている要監視項目全 25 項目についても併せて測定しました。

### 4 測定結果の概要

#### (1) 概況調査

##### ① ローリング方式

3 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

##### ② 定点方式

5 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

#### (3) 継続監視調査

1 地点で測定した結果、砒素及びその化合物、クロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレンの検出がありました。砒素については、令和 6 年度は環境基準を達成できませんでしたが、今年度は環境基準を達成しました。クロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレンについては、令和 6 年度に引き続き、報告下限値以上の検出がありました。環境基準を達成しました。

表－１ 測 定 地 点

| 調査区分       |           | 測定地点   | 測定項目                                     |
|------------|-----------|--------|------------------------------------------|
| (1) 概況調査   | ① ローリング方式 | 小川町上小川 | 環境基準項目（全 27 項目）<br>及び要監視項目（全 25 項目）      |
|            |           | 小川町塩田  |                                          |
|            |           | 渡辺町洞   |                                          |
|            | ② 定点方式    | 常磐水野谷町 | 環境基準項目（最大 21 項目）                         |
|            |           | 好間町上好間 |                                          |
|            |           | 常磐岩ヶ岡町 |                                          |
|            |           | 錦町     |                                          |
|            |           | 錦町     |                                          |
| (2) 継続監視調査 |           | 小名浜住吉  | ひ素、クロロエチレン、<br>1, 2-ジクロロエチレン<br>（全 3 項目） |

- (注) 1 概況調査（ローリング方式）とは、市内を約 10km 四方のメッシュに区分し、山間部を除いた各メッシュから 1 地点の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。
- 2 概況調査（定点方式）とは、有害物質を使用又は製造している工場・事業場等で汚染の可能性が高い、又は汚染予防の必要性が高い地域の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。（表－１中の環境基準項目から対象事業場が使用しているものを選定して調査）
- 3 継続監視調査とは、汚染が確認された地点を経年的に調査するものです。

表－２ 測 定 項 目

| 区 分               | 測 定 項 目 名                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境基準項目<br>(27 項目) | カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1, 4-ジオキサン |
| 要監視項目<br>(25 項目)  | クロロホルム、1, 2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS 及び PFOA                            |